

河川部関係地震災害体制発令基準

体制区分	河川部関係地震対策本部（河川部）	河川関係地震対策部（事務所）
注意体制	<ul style="list-style-type: none"> ①一の河川関係事務所が注意体制を発令した場合 ②管内において震度4の地震が発生した場合 ③気象庁が管内において津波注意報を発表した場合 ④管内で大規模河道閉塞の発生に関する情報を得た場合 ⑤本部長が必要と認める場合 	<ul style="list-style-type: none"> ①事務所管内において震度4の地震が発生した場合（事務所管内に直轄管理のダム、堰、砂防施設が無い場合は震度5弱） ②気象庁が事務所管内において津波注意報を発表した場合 ③対策部長が必要と判断した場合 ④対策本部長が指示した場合
警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> ①管内で震度5弱または5強の地震が発生した場合 ②気象庁が管内の地域で津波警報を発表した場合 ③いずれかの河川関係事務所が警戒体制を発令した場合 ④管内で大規模河道閉塞に伴う重大な土砂災害の発生のおそれがあり土砂災害防止法に基づく緊急調査を行う場合 ⑤本部長が必要と認める場合 	<ul style="list-style-type: none"> ①事務所管内において震度5弱又は震度5強の地震が発生した場合（事務所管内にダム、堰、砂防施設が無い場合は震度5強） ②気象庁が事務所管内において津波警報を発表した場合 ③対策部長が必要と判断した場合 ④本部長が指示した場合
非常体制	<ul style="list-style-type: none"> ①管内において震度6弱以上の地震（ただし、大阪市内にあつては震度5強以上の地震）が発生した場合 ②気象庁が管内において大津波警報を発表した場合 ③重大な被害が発生又は発生のおそれがある場合 ④本部長が必要と認める場合 ⑤災害対策本部長が指示した場合 	<ul style="list-style-type: none"> ①事務所管内において震度6弱以上の地震が発生した場合 ②気象庁が事務所管内において大津波警報を発表した場合 ③重大な被害が発生した場合又は発生のおそれがある場合 ④対策部長が必要と判断した場合 ⑤本部長が指示した場合

* 管内とは直轄沿川及び保有施設周辺の市町村の区域とし対象とする地震観測所は、別に定める河川関係事務所管内の観測地点とする。

河川部関係風水害体制発令基準

体制区分		河川部関係風水害対策本部（本局）	河川部関係風水害対策部（事務所）	
河川部関係	注意体制	① 2つ以上の河川関係事務所で注意体制を発令した場合（※1、※2、※3） ② 東播海岸において注意体制を発令した場合 ③ いずれかの河川関係事務所が第一警戒体制を発令した場合（※1、※2、※3） ④ 整備局管内で大雨（浸水害）または洪水警報が複数の一次細分区域単位で発令された場合（※4） ⑤ 整備局管内で大規模河道閉塞等の発生に関する情報を得た場合（※5） ⑥ 河川部関係風水害対策本部長が必要と判断した場合（※6）	① 気象・海象等に関する注意報が発令され対策部長が必要と判断した場合 ② 観測所の水位が水防団待機水位を突破すると予想される場合 ③ 対策部長が必要と判断した場合 ④ 河川部関係風水害対策本部長が指示した場合	
	警戒体制	第一	① 2つ以上の河川関係事務所で第一警戒体制を発令した場合（※1、※2、※3） ② いずれかの事務所が第二警戒体制を発令した場合 ③ 補助河川の水位観測所がHWL（又は氾濫危険水位）に達すると予想され、被害の発生の恐れがある場合又は被害を確認した場合 ④ 整備局管内で大規模河道閉塞に伴う重大な土砂災害の発生のおそれがある場合（土砂災害防止法に基づく緊急調査）（※5） ⑤ 河川部関係風水害対策本部長が必要と判断した場合	① 気象・海象等に関する警報が発令され、対策部長が必要と判断した場合 ② 観測所において氾濫注意水位を突破すると予想される場合 ③ 対策部長が必要と判断した場合 ④ 河川部関係風水害対策本部長が指示した場合
		第二	① 2つ以上の河川関係事務所で第二警戒体制を発令した場合。 ② いずれかの事務所が非常体制を発令した場合 ③ 補助河川で重大な災害が発生した場合又は重大な被害が生じる恐れがある場合 ④ 整備局管内で大規模河道閉塞に伴う重大な土砂災害の発生のおそれがある場合（土砂災害防止法に基づく緊急調査）（※5） ⑤ 河川部関係風水害対策本部長が必要と判断した場合	① 1ヶ所以上の観測所において氾濫注意水位を突破し、さらに水位上昇が予想される場合 ② 観測所において氾濫危険水位を突破すると予想される場合 ③ 対策部長が必要と判断した場合 ④ 河川部関係風水害対策本部長が指示した場合
	非常体制	① 2つ以上の河川関係事務所で非常体制を発令した場合 ② 重大な被害が発生した場合又は発生のおそれがある場合 ③ 河川部関係風水害対策本部長が必要と判断した場合 ④ 災害対策本部長が指示した場合	① 観測所において計画高水位（又は氾濫危険水位）を突破した場合 ② 大規模災害が確認された場合 ③ 対策部長が必要と判断した場合 ④ 河川部関係風水害対策本部長が指示した場合	

※1) 下記要件を満たし水位低下傾向にある事務所は、体制発令条件の対象としない。

- ・本川水位が氾濫注意水位を下回っていること。
- ・樋門、樋管、水門の操作においては、洪水ピーク確認後、本川水位が施設地点水位、上流水位ともに低下傾向にあること、かつ今後支川側で内水による家屋及び人的被害のおそれがないこと。
- ・ダム、堰を管理する事務所において、洪水ピーク確認後に制限水位（若しくは常時満水位）に水位低下させるための放流に伴い第一警戒体制を発令する場合。
 なお、放流には洪水期へ移行するためのドローダウン及び洪水調節終了後に行う後期放流を含む。
- ・今後、流域に水位再上昇を促す降雨のおそれがないこと。

※2) 機構ダムの放流に伴い淀川ダム統合管理事務所が第一警戒体制を発令する場合。

※3) 紀伊山系砂防事務所が常時発令している第一警戒体制は、体制発令条件の対象としない。

- ・平成23年紀伊半島大水害により発生した河道閉塞箇所等については、現場の状態がいまだ不安定な状況にあることから、24時間監視を行う必要があり、関係機関との情報伝達が必要となる場合が想定されるため、常時から「第1警戒体制」を継続している。

※4) 一次細分区域単位とは、発表府県天気予報を定常的に細分して行う区域。（例：北部・南部）

※5) 直轄管理区間外で大規模河道閉塞等が発生した場合において、直轄管理区間への影響を勘案し、河川関係事務所が体制を発令した場合。

※6) 注意体制における対策本部長が必要と判断した場合は、整備局管内で風水害による被害の発生の恐れがある場合や風水害に関するTV報道がなされたことを確認した場合等とする。

(2)発令基準

別紙(抜粋)

体制の名称		注意体制	警戒体制	非常体制
災害の種類				
水質事故災害 (河川水質)	事務所	<ul style="list-style-type: none"> ○直轄管理区間及びその流域において水質事故が発生した場合 ○二次災害により水質事故の発生の恐れがあり対策部長が必要と判断した場合 ○水質事故により、原因物質の流出防止対策を実施する必要がある場合 ○警戒体制または非常体制の後、直轄管理区間及びその流域に及ぼす影響は少なくなったが、河川の影響等の監視が必要な場合 ○対策部長が必要と判断した場合 	<ul style="list-style-type: none"> ○水質事故により直轄管理区間及びその流域において、取水停止などの被害の発生または発生の恐れがある場合 ○対策部長が必要と判断した場合 	<ul style="list-style-type: none"> ○水質事故により直轄管理区間及びその流域において、給水停止などの重大な被害の発生または発生の恐れがある場合 ○対策部長が必要と判断した場合
	河川部	<ul style="list-style-type: none"> ○複数の河川関係事務所が注意体制を発令した場合 ○いずれかの河川関係事務所が警戒体制を発令した場合 ○河川部関係水質事故対策本部長が必要と判断した場合 	<ul style="list-style-type: none"> ○複数の河川関係事務所が警戒体制を発令した場合 ○いずれかの河川関係事務所が非常体制を発令した場合 ○河川部関係水質事故対策本部長が必要と判断した場合 	<ul style="list-style-type: none"> ○複数の河川関係事務所が非常体制を発令した場合 ○河川部関係水質事故対策本部長が必要と判断した場合
水質事故災害 (海洋油流出)	事務所	<ul style="list-style-type: none"> ○海洋における油流出事故などにより、直轄河川・海岸に被害が発生する恐れがある場合 ○対策部長が必要と判断した場合 	<ul style="list-style-type: none"> ○海洋における油流出事故などにより、直轄河川・海岸に被害が発生した場合 ○対策部長が必要と判断した場合 	<ul style="list-style-type: none"> ○海洋における油流出事故などにより、直轄河川・海岸に重大な被害が発生又は発生の恐れがある場合 ○対策部長が必要と判断した場合
	河川部	<ul style="list-style-type: none"> ○複数の河川関係事務所が注意体制を発令した場合 ○河川部関係水質事故対策本部長が必要と判断した場合 	<ul style="list-style-type: none"> ○複数の河川関係事務所が警戒体制を発令した場合 ○河川部関係水質事故対策本部長が必要と判断した場合 	<ul style="list-style-type: none"> ○複数の河川関係事務所が非常体制を発令した場合 ○河川部関係水質事故対策本部長が必要と判断した場合